

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の告示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

恵庭市告示第102号

平成 30 年 6 月 25 日 (月)

恵庭市

恵庭市長 原田 裕



1. 業務概要

- (1) 業務名 花の拠点実施設計委託業務
- (2) 業務内容 公園実施設計 A=6.0ha
- (3) 履行期間 平成 31 年 2 月 28 日

2. 参加資格

応募者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 法人であること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
 - ① 北海道内に本支社または本支店を有すること。
 - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定するものでないこと。
 - ③ 平成 29 年度以前の市税の滞納（法人代表者の個人分を含む）が無いこと。
 - ④ 恵庭市競争入札参加資格者として「設計部門」で登録されていること。
 - ⑤ 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 21 年 1 月 15 日改正）の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
 - ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。ただし、恵庭市が定める「民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の競争入札参加資格の取扱い」に基づき、再審査の申請をして再認定を受けた者を除く。
 - ⑦ 応募者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- a) 親会社と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし a) については、会社等の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- a) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1) または 2) と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合。

(3) 以下の事項に該当していることが判明した場合、その時点で恵庭市は当該応募者の応募資格を喪失させます。

- ① 前記に定める要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備または虚偽の記載があった場合
- ③ 公正な審査に影響を与える行為があった場合
- ④ 他の応募者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合
- ⑤ その他信頼関係を破壊した場合

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験および能力
- (2) 配置予定技術者の経験および能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制（再委託または技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験および能力
配置予定の技術者の資格、同種または類似業務の実績、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順および工程表の妥当性
- (3) 評価テーマに関する技術提案
- (4) 提案価格

5. 手続等

(1) 担当部局

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
恵庭市 経済部 花の拠点整備室 花と緑・観光課
TEL 0123-33-3131 (内線2523)
FAX 0123-33-3137
e-mail hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp

(2) 説明書の交付期間、場所および方法

- ① 説明書を恵庭市 経済部花の拠点整備室 花と緑・観光課の窓口（本庁者3階37番）および恵庭市公式ウェブサイト（<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>）で交付する。
交付期間は平成30年6月25日（月）から平成30年7月20日（金）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 参加表明書の提出期限並びに提出場所および方法
提出期限：平成30年7月2日（月）12時00分。
提出場所：上記5. (1)に同じ。
提出方法：持参または郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送した上で、到着確認を行なってください。）

③ 技術提案書の提出期限並びに提出場所および方法

提出期限：平成 30 年 7 月 23 日（月）12 時 00 分。

提出場所：上記 5. (1) に同じ。

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送した上で、到着確認を行なってください。）

6. その他

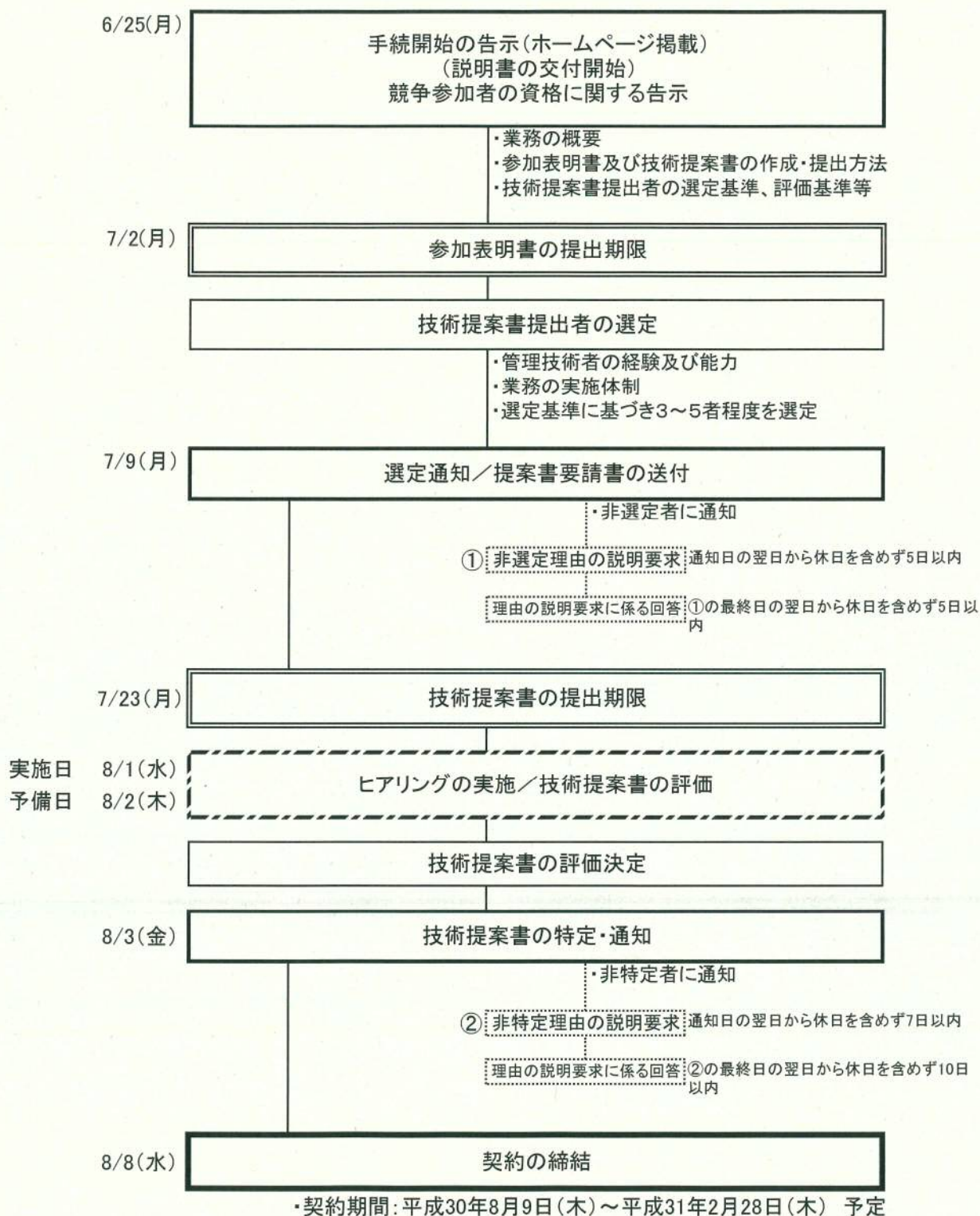
(1) 手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。

(4) 詳細は説明書による。

花の拠点に係る実施設計委託業者決定に係るスケジュール



※ スケジュールや手続き等の詳細な内容については、花の拠点実施設計委託業務説明書を確認すること。